

平成27年第2回三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

| | |
|---------------------------------------------------------|---|
| 議案第150号 平成27年度三重県一般会計補正予算（第5号）について | 1 |
| 議案第168号 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例案について | 2 |
| 議案第169号 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する 条例案について | 3 |
| 議案第171号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例案について | 4 |
| 議案第172号 三重県県税条例等の一部を改正する条例案について | 5 |
| 議案第176号 三重県土地開発基金条例を廃止する条例案について | 7 |

◎所管事項

| | |
|------------------------------|---|
| 1 平成28年度当初予算要求状況（総務部関係分）について | 8 |
|------------------------------|---|

平成27年12月14日
総務部

議案第 150 号

平成 27 年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）について

（県税収入補正予算について）

平成 27 年度県税収入については、今回の補正予算において、146 億 2,000 万円を減額し、補正後の県税収入額は、2,387 億 2,800 万円となっています。

減額の要因は、地方消費税が原油価格等の大幅な下落に伴い四日市港の輸入額が減少したため、貨物割を減額することとなり 86 億 4,100 万円、法人二税では経済成長の伸びが地方財政計画における見込みを下回ったことに加え、前年度の予定申告で過大となっていた納税額が今年度の確定申告で減額調整されたことにより、82 億 2,800 万円を減額する必要が生じています。

一方、増額をする税目としては、個人県民税のうち、所得割が個人所得の増加により 9 億 2,500 万円、配当割が配当所得の伸びにより 6 億 1,500 万円の増に、軽油引取税は軽油消費量が見込みより増加して 3 億 8,100 万円、自動車取得税がエコカー減税の見直しに伴う課税対象車両の増加により 3 億 2,800 万円が、それぞれ增收になると見込んでいます。

なお、地方揮発油譲与税については、実績額をもとに 2 億 500 万円の增收となることを見込んでいます。

（単位：百万円、%）

| 事項 税目 | 当初(補正前) 予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 予算額 (A)+(B)=(C) | 対補正前 比(%) (C)/(A) | 前年度 決算比 (%) | 補正理由 |
|----------|-----------------------|------------|---------------------------|-------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 個人県民税 | 67,101 | 1,540 | 68,641 | 102.3 | 99.0 | ・個人所得の増加(925百万円) ・配当所得の伸び(615百万円) |
| 法人県民税 | 9,361 | △263 | 9,098 | 97.2 | 85.5 | ・経済成長の伸びが地方財政計画における見込みを下回る。 |
| 法人事業税 | 48,044 | △7,965 | 40,079 | 83.4 | 99.4 | ・前年度の予定申告で過大となっていた納税額が今年度の確定申告で減額調整。 |
| 地方消費税 | 67,408 | △8,641 | 58,767 | 87.2 | 119.7 | 原油価格等の大幅下落に伴う輸入額の減少で、貨物割が減 |
| 自動車取得税 | 2,003 | 328 | 2,331 | 116.4 | 161.1 | エコカー減税の見直しに伴う課税対象車両の増加 |
| 軽油引取税 | 20,974 | 381 | 21,355 | 101.8 | 100.2 | 軽油消費量が見込みよりも増加 |
| その他の税 | 38,457 | 0 | 38,457 | 100.0 | 97.8 | |
| 県税計 | 253,348 | △14,620 | 238,728 | 94.2 | 103.2 | |
| 地方揮発油譲与税 | 2,504 | 205 | 2,709 | 108.2 | 75.8 | 実績額をもとに見直し |
| 合計 | 255,852 | △14,415 | 241,437 | 202.4 | 178.9 | |

議案第168号

審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例案について

1 行政不服審査法の改正

行政上の不服申立ては、行政庁の処分等に不服のある者が行政庁にその審査を求める行為であり、行政不服審査法は、この不服申立制度の手続きを定める一般法です。

今回、制度の公正性・透明性の確保、使いやすさの向上等の観点から行政不服審査法の全部改正が行われて平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

この改正において、審査請求人又は参加人が十分な主張、立証をする機会を確保するため、処分庁等から審査請求に関する審理を主宰する審理員や第三者機関へ提出された書類等について、その写しや書面の交付を求めることができるとされており、この場合に条例で定める額の手数料を納めること、その手数料を減免できることが規定されています。

2 条例案の内容

(1) 手数料の額、納付方法

改正行政不服審査法において「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を納めることが規定されていることから、その額については、県の情報公開制度に基づく公文書の写しの交付費用に準じた額(A3までの用紙1枚につき白黒10円、カラー40円)とし、現金により納付することとします。

(2) 手数料の減免

生活保護受給者など経済的困難な理由がある場合や、審理員・第三者機関などが特に認めた者に対しては、手数料の免除又は減額を行うこととします。

(3) その他

行政不服審査法以外の法律に基づく独自の不服申立てで、地方自治法などそれぞれの法律において行政不服審査法の手数料の規定を準用しているものなどについても、この条例の規定に基づき手数料を徴収します。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します（条例案では「行政不服審査法の施行の日」としていましたが、行政不服審査法の施行期日を定める政令が11月26日に公布されましたので、施行日が確定しました。）。

議案第 169 号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例案について

1 制定理由

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指した地域再生法の改正及び地方税を減額した場合の地方交付税による補てん措置を規定した地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の制定がなされたところです。

平成 27 年 10 月 2 日付けで本県が国から地域再生計画の認定を受けたことに鑑み、事業者に対する県税の特例措置についての規定を整備するものです。

2 制定内容

地域再生法に基づき県が作成する地域再生計画に沿って、東京 23 区から県内に本社、研究所等の特定業務施設（※）を移転した事業者の県税（不動産取得税・法人事業税・個人事業税・県固定資産税）について、以下のとおり不均一課税を行うものです。

| 税目 | 税の免除割合 |
|-----------------------|-----------------|
| 不動産取得税 | 10 分の 9 免除 |
| 法人事業税（所得割のみ） 個人事業税 | 1 年目：2 分の 1 免除 |
| | 2 年目：4 分の 1 免除 |
| | 3 年目：8 分の 1 免除 |
| 県固定資産税 | 1 年目：10 分の 9 免除 |
| | 2 年目：4 分の 3 免除 |
| | 3 年目：2 分の 1 免除 |

※特定業務施設とは以下のいずれかの用途に使用されるもので、取得価額の合計額が 3,800 万円（中小企業は 1,900 万円）以上である施設をいいます。

- (1) 事務所
 - ① 調査・企画部門
 - ② 情報処理部門
 - ③ 研究開発部門
 - ④ 国際事業部門
 - ⑤ その他管理業務部門
- (2) 研究所
- (3) 研修所

3 施行・適用期日

公布の日から施行し、適用するものです。

議案第 171 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

平成 27 年 9 月 30 日付け地方公務員災害補償法施行令（以下「施行令」）の一部改正等に鑑み規定を整備するものです。

2 改正内容

地方公務員災害補償法により常勤職員への補償（傷病補償年金等及び休業補償）を行う場合に、公務災害による負傷や疾病を理由として支給される他の年金がある場合には、その年金の種類により、公務災害補償制度又は共済年金制度のいずれかで年金間の併給調整を行っていましたが、施行令の一部改正（施行日：平成 27 年 10 月 1 日）に伴い、すべて公務災害補償制度で併給調整を行うことになりました。

このため、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」による補償についても、施行令と同様に改正するものです。

また、経過措置の規定を整備するものです。

＜参考＞ 併給調整の比較

| 年金制度 | 改正前 | 改正後 |
|------|-------------|-------------|
| 国民年金 | 公務災害補償で併給調整 | 公務災害補償で併給調整 |
| 厚生年金 | | |
| 共済年金 | 共済年金で併給調整 | |

3 施行期日

公布の日から施行するものです。

4 適用期日

施行期日に関わらず、平成 27 年 10 月 1 日から適用するものです。

議案第 172 号

三重県県税条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

平成 27 年度税制改正において、地方税における徴収猶予及び換価の猶予制度の見直しがなされ、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予が新設されたほか、現行の猶予制度についても所要の見直しが行われました。

その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、一定の事項について条例で定める仕組みとされたため、これらの猶予制度運用に必要な規定の整備を行います。

2 制度の概要

徴収猶予及び換価の猶予制度は、納税者の個別事情により納付を強制することが適当でない場合に、一定の要件に基づき県税の納付を緩和して納税者の保護を図る措置です。

(1) 徴収猶予

災害等又は賦課決定等の処分の遅延によって一時に納税することができない場合に、納税者の申請に基づいて、1年以内の期間に限り徴収を猶予するものです。原則担保を必要とします。

(2) 職権による換価の猶予

滞納処分を執行することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき、又は猶予することが直ちに換価をすることに比し徴収上有利であるときに、職権によって行うものです。猶予期間と担保の要件は、徴収猶予と同様です。

(3) 申請による換価の猶予【新設 H28. 4. 1~】

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、条例で定める期限内にされたその者の申請に基づき、換価の猶予をするものです。猶予期間と担保の要件は、徴収猶予と同様ですが、当該申請に係る県税以外の県税に滞納がある場合は適用されません。

3 条例で定めることとされた事項及び改正条例の内容

(1) 徴収猶予について

・猶予金額の納付・納入の方法

猶予する金額を猶予期間内において、申請者の財産の状況等からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付・納入させる方法とします。

- ・申請書の記載事項

猶予該当事実があり納付できない事情の詳細、猶予を受けようとする金額と期間、納付の方法、担保に関する事項及び知事が必要と認める事項とします。

- ・申請書の添付書類

猶予該当事実を証する書類、財産目録等、収支を明らかにする書類及び担保の提供に関する書類とします。

- ・申請書又は添付書類の訂正期限

申請者が補正の通知を受けた日から 20 日以内とします。

- ・不許可事由と取消事由

地方税法の規定以外に独自の規定は定めません。

(2) 職権による換価の猶予について

- ・猶予金額の納付・納入の方法

猶予する金額を猶予期間内の各月に分割して納付・納入させる方法とします。

- ・滞納者に提出を求めることができる書類

財産目録等、収支を明らかにする書類、分割納付・分割納入に関する書類及び担保の提供に関する書類とします。

- ・取消事由

地方税法の規定以外に独自の規定は定めません。

(3) 申請による換価の猶予について

- ・猶予金額の納付・納入の方法

職権による換価の猶予の場合と同様とします。

- ・申請期限

納期限から 6 月以内とします。

- ・申請書の記載事項

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、猶予を受けようとする金額と期間、分割納付・分割納入に関する事項、担保に関する事項及び知事が必要と認める事項とします。

- ・添付書類

財産目録等、収支を明らかにする書類及び担保の提供に関する書類とします。

- ・申請書又は添付書類の訂正期限

徴収猶予の場合と同様とします。

- ・不適用事由、不許可事由、取消事由

地方税法の規定以外に独自の規定は定めません。

(4) 徴収猶予及び換価の猶予に係る担保の徴取基準について

猶予金額が 50 万円以下の場合、猶予期間が 3 月以内の場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保を不要とします。

4 その他規定を整理するものです。

5 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日施行（一部を除く）

議案第 176 号

三重県土地開発基金条例を廃止する条例案について

1 土地開発基金について

土地開発基金は、昭和 44 年 12 月に「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため」に設置されたものです。

基金により直接土地を取得したり、土地開発公社に貸付を行う等、必要額を取り崩すとともに、基金の運用から生じる運用益等を積み立ててきました。

平成 26 年度末の基金残高は、約 13 百万円となっています。

2 土地開発基金の廃止について

当該基金については、平成 23 年度三重県版事業仕分けにおける見直しの結果、基金の有効活用を図るため、平成 23 年第 3 回定例会 11 月会議において条例改正を行い、「財政上特に必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金の一部を処分することができる」よう規定の整備を行いました。また、平成 24 年 7 月 31 日付で、基金が保有する土地について一般会計に買戻しを行い、平成 27 年 9 月 10 日付で土地開発公社への貸付金が償還完了となりました。

今後、基金を活用する新規事業の予定がないことから、平成 27 年 9 月 30 日付で基金の全部を処分し、平成 27 年度末をもって当該基金を廃止します。

3 基金残余額の処理について

基金の残余額については、全額一般会計に繰入れ、有効活用を図ります。

◎所管事項

1 平成28年度当初予算要求状況（総務部関係分）について

1 施策別予算要求状況

(単位：千円)

| 施策番号 | 施 策 名 | 平成28年度 要求額 | 平成27年度 6月補正後予算額 | 増 減 額 |
|-----------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 152 | 廃棄物総合対策の推進 | 12,003 | 11,355 | 648 |
| | 小 計 | 12,003 | 11,355 | 648 |
| 211 | 人権が尊重される社会づくり | 3,613 | 3,613 | 0 |
| | 小 計 | 3,613 | 3,613 | 0 |
| 行政運営2 | 行財政改革の推進による 県行政の自立運営 | 720,967 | 936,285 | △215,318 |
| 行政運営3 | 行財政改革の推進による 県財政の的確な運営 | 116,278,526 | 115,743,340 | 535,186 |
| | 小 計 | 116,999,493 | 116,679,625 | 319,868 |
| 行政委員会 | 行政委員会の事務 | 577 | 633 | △56 |
| | 小 計 | 577 | 633 | △56 |
| その他 | 人件費 | 6,620,518 | 7,161,282 | △540,764 |
| | 公債費（一般会計） | 122,079,967 | 117,418,788 | 4,661,179 |
| | 公債費（県債管理特別会計） | (144,094,616) 117,377,616 | (123,471,456) 113,471,456 | (20,623,160) 3,906,160 |
| | 交際費、予備費 | 100,200 | 100,200 | 0 |
| | 小 計 | (272,895,301) 246,178,301 | (248,151,726) 238,151,726 | (24,743,575) 8,026,575 |
| 合 計 | | (389,910,987) 363,193,987 | (364,846,952) 354,846,952 | (25,064,035) 8,347,035 |
| 会 計 別 内 訳 | 一般会計 | 241,019,144 | 237,258,133 | 3,761,011 |
| | 県債管理特別会計 | (148,891,843) 122,174,843 | (127,575,423) 117,575,423 | (21,316,420) 4,599,420 |
| | 公共用地先行取得事業特別会計 | 0 | 13,396 | △13,396 |

(注) () 内は、借換債発行分を含めた額です。

2 主な事業

行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

行政改革推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】

予算額：(27) 3,711千円 → (28) 4,180千円

事業概要：職員の意欲向上に向けた組織風土づくりなど、「第二次三重県行財政改革取組（仮称）」における各取組の推進に取り組みます。また、府内におけるワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組みます。

政策評価等推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】

予算額：(27) 2,133千円 → (28) 1,896千円

事業概要：施策や事業展開の評価を的確に行い、評価結果等を「成果レポート」として取りまとめて公表することにより、県民の皆さんとの情報共有を図ります。また、施策の目標達成に資するため、外部有識者からの意見を参考に事業の見直しを行います。

(一部新) 法務事務費【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】

予算額：(27) 5,803千円 → (28) 8,151千円

事業概要：施策や業務の妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガルサポート）を活用し、法令習熟度の向上に取り組みます。また、行政不服審査法の全部改正に伴い、第三者機関を設置し、審査請求に関する審査庁からの諮問に対応します。

人事管理事務費【基本事業名：40202 人材育成の推進】

予算額：(27) 38,665千円 → (28) 58,253千円

事業概要：「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人づくりに取り組みます。

職員健康管理運営事業【基本事業名：40202 人材育成の推進】

予算額：(27) 92,824千円 → (28) 91,662千円

事業概要：各種の健康管理事業、健康診断事業、総合的なメンタルヘルス対策事業を実施し、職員自らが心と体の健康づくりに取り組むことができよう支援します。

行政運営 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

予算調整事務費【基本事業名：40301 持続可能な財政運営の推進】

予算額：(27) 18,793千円 → (28) 34,569千円

事業概要：予算編成、議案の作成及び財政資料の作成を行います。加えて、今後の地方公会計の整備促進のため、統一的な基準に基づいた財務書類等の整備に向けた準備を行います。

賦課調査事務費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(27) 187,379千円 → (28) 206,455千円

事業概要：課税の公平性を確保するため、各県税事務所、自動車税事務所において課税事務及び課税調査等を実施します。

滞納整理事務費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(27) 28,578千円 → (28) 28,183千円

事業概要：滞納件数の大部分を占める自動車税などについて、積極的な滞納整理を進めるほか、高額滞納事案について、税収確保課と県税事務所が連携して、機動的に滞納整理を行うとともに、インターネット公売も活用することで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。

県庁舎等維持修繕費【基本事業名：40303 最適な資産管理と職場環境づくり】

予算額：(27) 1,112,445千円 → (28) 607,130千円

事業概要：庁舎等の設備機器の改修など、計画的に維持修繕を行います。

3 一部新規事業

| 細事業名 | 事業内容 | 事業費 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 法務事務費 | 行政不服審査法の全部改正に伴い、第三者機関である「三重県行政不服審査会」を新たに設置し、運営します。 ・三重県行政不服審査会の委員報酬及び旅費等 | 2,740千円 |

4 事業の見直し（廃止事業）

| 細事業名 | 廃止理由 | 事業費 |
|------------|------------------------------------------------------|----------|
| ISO9001事業費 | ISO9001規格に基づくマネジメントが根付き、一定の成果が出ており、認証を継続する組織が減少したため。 | 1,251千円 |
| 災害補償基金負担金 | 職員公務災害補償費と統合したため。 | 33,874千円 |
| 土地開発基金積立金 | 土地開発基金の目的を達し、基金の全部を処分したため。 | 94千円 |
| 一般会計繰出金 | 土地開発基金の目的を達し、基金の全部を処分したため。 | 13,302千円 |